

告示 平13国交告第1024号第1・第2・第3

最終改正 平成30年3月29日国土交通省告示第517号

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第94条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、（中略）直交集成板の繊維方向、直交集成板のめり込み及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度、（中略）並びに同令第99条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、（中略）直交集成板の繊維方向、直交集成板のめり込み及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度（中略）をそれぞれ次のように定める。

第1 特殊な許容応力度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の70パーセントに相当する数値）によらなければならない。

- (1) 10度以下の場合 建築基準法施行令（以下「令」という。）第89条第1項の表に掲げる圧縮の許容応力度の数値
- (2) 10度を超え、70度未満の場合 (1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値
- (3) 70度以上90度以下の場合 次の表に掲げる数値

| 建築物の部分 | | 長期に生ずる力に対するめり込みの許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） | | 短期に生ずる力に対するめり込みの許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） | |
|--------|--|---|-----------------------|---|---------------------|
| | | 積雪時 | 積雪時以外 | 積雪時 | 積雪時以外 |
| (1) | 土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。） | $\frac{1.5F_{cv}}{3}$ | $\frac{1.5F_{cv}}{3}$ | $\frac{2F_{cv}}{3}$ | $\frac{2F_{cv}}{3}$ |
| (2) | (1)項に掲げる場合以外の場合 | $\frac{1.43F_{cv}}{3}$ | $\frac{1.1F_{cv}}{3}$ | $\frac{1.6F_{cv}}{3}$ | $\frac{2F_{cv}}{3}$ |

この表において、 F_{cv} は、木材の種類及び品質に応じて第3第一号に規定するめりこみに対する基準強度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン）を表するものとする。

ロ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）に応じて、次の表の各式によって計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の70パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、令第82条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に1.3を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に0.8を乗じて得た数値としなければならない。

| | | |
|-------|---|---|
| 有効細長比 | 長期に生ずる力に対する座屈の許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） | 短期に生ずる力に対する座屈の許容応力度（単位 1平方ミリメートルにつきニュートン） |
|-------|---|---|